

議 長 日程第5「議案第28号松田町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

町長の提案説明を求めます。

町 長 議案第28号松田町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和3年6月2日提出、松田町長 本山博幸。

提案理由。令和3年度税制改正大綱の閣議決定に伴い、所要の改正をしたいので提案するものでございます。よろしく申し上げます。

議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

税 務 課 長 それでは、議案第28号松田町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例につきまして御説明させていただきます。

令和2年12月21日に閣議決定されました令和3年度税制改正大綱により、地方税関係書類については一部を除いて押印を要しないこととされました。これにより、関連する本条例において押印を要する記載があるため改正するものでございます。

詳細につきましては議案の3枚目、最後のページになります。参考資料、新旧対照表にて御説明させていただきます。左が改正後、右が改正前でございます。

第4条第4項の審査申出書に対する押印の規定と、第8条第5項の口述書への署名押印を要する記載を削除するものでございます。

恐れ入ります、1枚お戻りください。議案改正文の附則でございます。施行期日につきましては公布の日から施行するものでございます。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。

6 番 井 上 1点ですね、ここで、国のほうの指針の中で印鑑、押印を廃止をするという方向性が示されています。直接ここですね、その指針を受けて固定資産評価審査委員会条例の一部改正ということですが、松田町役場としてですね、かなりの数の中で申請等には署名、押印が必要な状態というのが続いていると

思います。担当課長さん税務課ですので、税務課だけでもいいんですけども、その押印…署名プラス押印というものが今後どのように推移をしていくのか、現時点でのお考え等がありましたら。また、総務課長さんあたりではですね、全体、松田町役場の中のそういう申請等の手続の中での押印、署名の方向性について教えていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

総務課長 ただいま井上議員の御質問にありました、押印廃止に伴う条例改正ということで、条例改正、各法律がありまして、廃止等の規定があればその法律に従って所管課で条例改正をしていただくような流れになっております。現在押印等の記載のある条例につきましては、固定資産評価審査委員会の条例と、あともう1条例あると把握しております。またですね、それに伴いまして、規則、規則につきましては、総務課のほうで各課に調査をこれからかけ、一括で規則改正等を行う予定でおります。以上でございます。

税務課長 税務課としての対応ということの御質問だと思うんですけども、基本的には総務課が窓口ということで、今、御答弁させていただきましたけれども、それにのっとった形で対応をしていきたいというふうに考えております。

6番井上 押印廃止の方向に動いているというふうに理解をさせていただきました。大体、じゃあ、いつぐらいの時点ですね、やはり町民のほうにですね、そういった部分での、印鑑をね、忘れてしまったんで、一回帰って取りに来なきゃいけないというような、今までは状況もあったかと思います。そういった町民の負担を減らす方向性としてですね、いつぐらいからというのが明示できればですね、いつぐらいをめどとしたいというふうな意見をお聞かせいただけないでしょうか。

総務課長 調査につきましては、各課のほうの調査につきましては、今月に調査をかけさせていただきます。また、その取りまとめについて、また取りまとめ状況ですね、観察していただいて、なるべく早い時期にそういう方向性を出していきたいと考えております。以上でございます。

6番井上 終わります。

議長 この辺で質疑を打ち切りたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。質疑を打切ります。討論に入ります。

(「省略」の声あり)

討論を省略して、採決を行って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。討論を省略し、採決を行います。議案第28号松田町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。